資料第２号

文京区こどもの権利擁護相談窓口の開設について

１ 概要

令和8年4月に施行した「文京区こどもの権利に関する条例」に基づき、こどもの権利侵害から適切かつ迅速な救済を図るため、こども又はその保護者等から、相談や申立て等を受け付ける「文京区こどもの権利擁護相談窓口」（以下、「相談窓口」という。）を令和8年10月 1 日より開設した。

２ 運営体制

⑴ こどもの権利擁護委員：3 名

・平尾　潔氏（くれたけ法律事務所）

・小出　真由美氏（東洋大学人間科学総合研究所客員研究員）

・並木　崇浩氏（跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科講師）

任期は2年間とし、再任することができる。

⑵ こどもの権利擁護コーディネーター：常時 2 名体制

・こどもの権利・福祉・心理支援に関する専門性を有する、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、心理職等

３ 運営日・時間

月・水曜日：午後2時～午後7時

土曜日：午前10時～午後3時

※祝日及び12月29日～1月3日の期間を除く。

４ 相談方法

電話、メール、対面による相談、チャット（令和9年1月以降）

５ 相談窓口の役割

⑴ こどもの権利の保障についての必要な助言及び支援

⑵ こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整

⑶ こどもの権利の侵害からの救済のための関係者への必要な要請

⑷ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見の表明

⑸ こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての周知啓発及び関係者への協力の推進

【相談の流れのイメージ】

